

改正の背景・理由

平成24年7月の固定価格買取制度（FIT）の開始以降、全国的に太陽光発電施設に係る申請が増加

防災、景観、
環境への影響
が顕在化

「太陽光発電施設の設置・運営等に関するガイドライン（高知県・H28.3制定）」「四万十川景観計画（四万十市・H27.10改定）」等の制定

四万十川条例に基づき指定した重点地域への設置申請増加
許可実績：8件（回廊地区3件、保全・活用地区5件）
不許可実績：1件（回廊地区）

太陽光発電施設
の特性に応じた
許可基準が必要

規則改正に伴う協議結果概要

【高知県四万十川流域保全振興委員会委員意見】

（条例第13条第2項第1号～第2号に関する意見）

- ・浸水実績がある区域には設置させない等、下協議の段階で判断できる許可制度が必要
- ・クリア基準にするより、設置させない方がシンプルでわかりやすい
- ・浸水実績がある区域を地図化する必要があるが、地価の低下の問題もあり公表に否定的な見方もあるため注意が必要（条例第13条第2項第4号に関する意見）
- ・太陽光発電施設の特性に応じた規制とする

【弁護士協議】

- ・過去の許可実績がある場合でも施行規則の強化は可能（例：手引きの注を追記する等）
- ・市町の景観計画を技術的細目に盛り込むことは不可。ただし、景観計画にかかる個別の基準（遮蔽等）を明記することは可能

【法務課協議】

- ・浸水実績がある区域における規制強化について、原則は上位法による規制となる。上位法適用外を条例で規制する場合は、上位法との調整が必要。また、「災害のおそれ」の区域を規定できないことから現実的には難しい。
- ・太陽光発電施設にかかる規制を強化する場合は、太陽光発電施設の特性に応じた規制とすること（原則設置させないは不可）
- ・規則第16条に太陽光発電施設を追加することは可能
- ・濁水対策については、新たに規制強化する場合は根拠の整理、技術的細目の明瞭化が必要
今まで規制していた行為について、規制を強化することは可能だが内容を弁護士に相談すること
- ・地元説明会を義務付けることは不可

【流域市町協議】

- ・従来の運用どおり「太陽光発電施設」を風力発電施設と併記した方がいいのではないか。
- ・主要な支川も景観上、重要な箇所があるので加えてはどうか
- ・「遮蔽」が必要な河川は、既に「遮蔽」を許可基準としている行為と整合を取ったほうがいいのではないか
- ・「遮蔽」について、周辺の景観と調和するような文言とした方がいいのではないか
- ・工作物である木柵を許可基準として明記することは回廊地区に工作物を認めることになるのではないか

1 浸水実績がある区域に設置を認めない項目について 資料①、別添資料①

【第20回高知県四万十川流域保全振興委員会での方向性】

- ・浸水実績がある区域には設置させない等、下協議の段階で判断できる許可制度が必要
- ・浸水実績がある区域を地図化する必要があるが、地価の低下の問題もあり公表に否定的な見方もあるため注意が必要



【検討結果】

- ・四万十川条例の許可制度は、「生態系及び景観の保全」を開発行為の際に配慮していただく制度
⇒「災害の防止」「水害の防止」「水源のかん養」の判断は、**上位法令に委ねている**
- ・「災害の防止」「水害の防止」「水源のかん養」は、**原則は上位法による規制が必要**である
- ・「浸水実績のある区域」での規制は、「災害の防止」「水害の防止」と関係があるが、浸水想定区域図は四万十市の一部しか作成されていない。また、流域の浸水実績の把握方法が異なる（内水、外水、把握方法等）
- ・「浸水実績のある区域」での規制は、太陽光発電施設に限定した規制はできない



【今後の運用方法】

- ・上位法適用区域の「災害の防止」「水害の防止」「水源のかん養」の判断は、**従来どおり上位法令に委ねる**
- ・上位法適用区域外の地域については、**対策を講じたうえで許可とする**
⇒水防法第7条第1項の規定に基づき作成された「水防計画書」重要水防箇所を参考とする（別添資料①）
- ・太陽光発電施設の設置業者（出力50kW以上）は、「太陽光発電施設の設置・運営等に関するガイドライン」に基づき、太陽光発電事業が地域と調和した事業となるよう求める
- ・太陽光発電施設については、全国知事会等で引き続き強制力のある法整備を求める

※別添資料①は、高知県水防計画書の一部抜粋

2 許可が必要な工作物に太陽光発電施設を追加（施行規則 第16条第1項第3号カ） 資料②

○太陽光発電施設を追加することで**許可申請対象であることを明記**

【検討結果】

- ・「太陽光発電施設」は、小規模な施設も想定される
- ・「周辺の環境の悪化をもたらす工作物」とした場合は生態系の保全のために緩衝帯の配置が必要となる
- ・風力発電施設、太陽光発電施設とも緩衝帯が必要な施設ではない
⇒風力発電施設：「大規模工作物」（現行どおり）
⇒太陽光発電施設：その他の工作物（新たに明記）

現行

施行規則 第16条第1項第2号
ウ 風力発電施設**その他これに類するもの**

※その他これに類するものとして運用



【改正案】

施行規則 第16条第1項第3号
カ 太陽光発電施設**その他これに類するもの**

3 許可基準の技術的細目に遮蔽の項目を追加（施行規則 第22条第3項・第28条第3項） 資料③

○遮蔽による修景を許可基準に追加

【検討結果】

- ・太陽光発電施設について、その特性上、景観への影響が大きいこと、かつ、遮蔽がしやすい施設であること。
- ・一部の主要な支川（広見川、黒尊川、目黒川）の回廊地区は、景観計画に基づく届出制度により遮蔽措置が一定講じられている。
⇒四万十川本川のみ規制する（「裸地」「物品」の遮蔽と同じ）
- ・他自治体の景観配慮の事例でも工作物（木柵、遮蔽柵）を規定しており、一定認める必要がある。
- ・「物品」の遮蔽で「植栽又は木柵等により」としている。
⇒植栽と木柵を明記する。
- ・外壁等の許可条件に合わせ、「周辺の景観と調和するよう」を加える。

現行

許可基準なし

改正方針

規制河川：四万十川
 規制区域：回廊地区、保全・活用地区
 許可基準：「遮蔽」の追加

【改正案】

第16条第3号かに掲げる工作物にあって、主要な眺望場所から見える行為地は、周辺の景観と調和するよう、行為の完了時点において植栽、木柵等による遮蔽措置を講ずること。

（参考）主要な眺望場所：四万十川本川又は本川沿いの主要な国道若しくは県道

4 許可基準の技術的細目の濁水対策の項目を改正（施行規則 第22条第2項・第28条第2項）

○現行の行為中のみとしていた濁水対策を行為完了後も濁水対策が講じられるよう許可基準を改正

注）「鉱物の採取・土石の採取、土地の形状変更」を伴わない開発行為は、配慮要請項目とする。

【検討結果】

- ・降雨時に太陽光発電施設から濁水が発生する事例が県下で発生している。太陽光発電施設は、裸地となる面積が大きいため降雨時に土砂が流出しやすい。
⇒現行は行為の施工中のみ濁水対策を講ずることによって許可となっているが、行為後も濁水が発生しないよう許可基準を改正する。
- ・条例第13条第1項第1号及び第2号に該当する行為、条例第14条第1項第1号及び第2号に該当する行為以外の建築物、工作物等の設置についても濁水対策を新たに追加できないか検討。
⇒建築物、工作物等の設置に伴う濁水対策は規制強化しない。現在、濁水対策を許可基準としている項目のみ改正する。

現行

当該行為の施工に際し、貯留施設を設置しない場合（採石法(昭和25年法律第291号)に基づき岩石を採取する場合を除く。)は、沈砂池(降雨強度を1時間当たり60ミリメートルとし、滞留時間が30秒以上となるものをいう。以下同じ。)を設置すること。ただし、これにより難しい場合は、流末に浸透柵(ます)を設置する等濁水対策を講ずること。

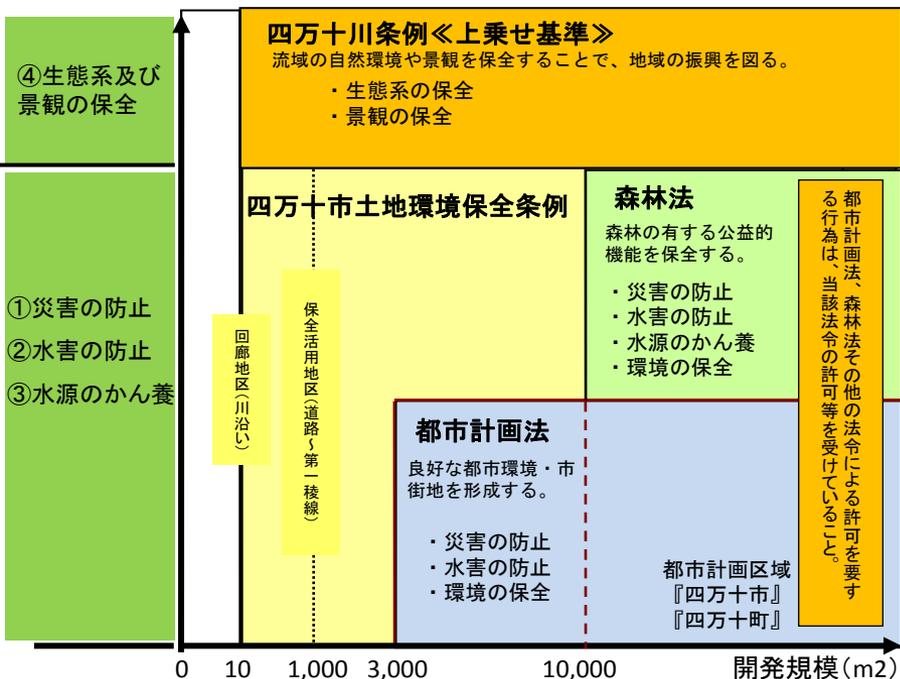
【改正案】

当該行為に際し、貯留施設を設置しない場合（採石法(昭和25年法律第291号)に基づき岩石を採取する場合を除く。)は、沈砂池(降雨強度を1時間当たり60ミリメートルとし、滞留時間が30秒以上となるものをいう。以下同じ。)を設置すること。ただし、これにより難しい場合は、流末に浸透柵(ます)を設置する等濁水対策を講ずること。

○許可基準(条例第13条第2項、同第14条第2項)

- (1)当該行為をする土地の現に有する災害の防止の機能からみて、当該行為により当該土地の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと。
- (2)当該行為をする土地の現に有する水害の防止の機能からみて、当該行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがないこと。
- (3)当該行為をする土地の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。
- (4)当該行為をする土地の現に有する生態系及び景観の保全の機能からみて、当該行為により当該土地及びその周辺の地域における生態系及び景観を著しく悪化させるおそれがないこと。

○許可基準のイメージ図



【参考】太陽光発電施設設置業者に対する高知県の取組

太陽光発電施設の設置運営等に関するガイドライン(平成28年3月28日制定)

太陽光発電施設の設置運営等に関するガイドライン(平成29年度改定予定)

・四万十川条例の重点地域を「設置をさけるべきエリア」と記載。

(設置を避けるべきエリア)

土砂災害や水害の発生の恐れのある地域や希少野生動植物の生息地など、地域の生活環境、自然環境等に大きな影響を及ぼす可能性のあるエリア

太陽光発電施設(出力50kW以上)の設置事業者にはガイドラインに沿った取組をお願いします。

太陽光発電施設の設置については、全国知事会等を通じて地域説明会等を法令で規定するよう国に提案を続ける。

○許可基準の運用

注)上位法適用の有無は、所管している行政機関で確認

上位法適用 (許可が必要な規模)	上位法適用 (許可が不要な規模)	上位法適用外
許可書の添付で許可	許可	(※)許可

※上位法適用外は、原則許可とするべきであるが自動的に許可とは解釈できない。地域の状況により考慮が必要となる。

[上位法適用区域について](#)⇒従来どおり上位法令に委ねる

[上位法適用区域外について](#)⇒対策を講じたうえで許可とする

※水防計画書の重要水防箇所(溢水)を浸水のおそれがある区域の参考とする。

(工作物)・・・回廊地区、保全活用地区
規則第16条に規定

○規則第16条第1項第3号カとして**太陽光発電施設を追加**

新	旧
<p>(工作物) 第16条 条例第13条第1項第3号、第14条第1項第3号及び第16条第1項第3号の規則で定める工作物は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 周辺の環境の悪化をもたらすおそれのある工作物で、次に掲げるもの</p> <p>ア コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの</p> <p>イ 危険物(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第116条第1項の表に掲げる危険物をいう。)の貯蔵又は処理に係るもの</p> <p>ウ ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設、廃棄物処理施設その他これらに類するもの</p> <p>(2) 大規模な工作物で、次に掲げるもの</p> <p>ア ゴルフ場、野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他これらに類するもの</p> <p>イ 霊園又は墓地(高知県墓地、埋葬等に関する法律施行条例(平成12年高知県条例第12号)第7条ただし書に規定する個人墓地を除く。)</p> <p>ウ 風力発電施設その他これに類するもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる工作物以外の工作物で、次に掲げるもの</p> <p>ア 電波塔、電線路等の支持物その他これらに類するもの</p> <p>イ 屋外照明(屋外にあって、電灯等人工的な光を用いて周囲を明るくする器具をいう。第22条第2項において同じ。)その他これに類するもの</p> <p>ウ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの</p> <p>エ 自動車の駐車のために供する立体的な施設その他これに類するもの</p> <p>オ 煙突、高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの</p> <p>カ 太陽光発電施設その他これに類するもの</p>	<p>(工作物) 第16条 条例第13条第1項第3号、第14条第1項第3号及び第16条第1項第3号の規則で定める工作物は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 周辺の環境の悪化をもたらすおそれのある工作物で、次に掲げるもの</p> <p>ア コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの</p> <p>イ 危険物(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第116条第1項の表に掲げる危険物をいう。)の貯蔵又は処理に係るもの</p> <p>ウ ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設、廃棄物処理施設その他これらに類するもの</p> <p>(2) 大規模な工作物で、次に掲げるもの</p> <p>ア ゴルフ場、野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他これらに類するもの</p> <p>イ 霊園又は墓地(高知県墓地、埋葬等に関する法律施行条例(平成12年高知県条例第12号)第7条ただし書に規定する個人墓地を除く。)</p> <p>ウ 風力発電施設その他これに類するもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる工作物以外の工作物で、次に掲げるもの</p> <p>ア 電波塔、電線路等の支持物その他これらに類するもの</p> <p>イ 屋外照明(屋外にあって、電灯等人工的な光を用いて周囲を明るくする器具をいう。第22条第2項において同じ。)その他これに類するもの</p> <p>ウ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの</p> <p>エ 自動車の駐車のために供する立体的な施設その他これに類するもの</p> <p>オ 煙突、高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの</p>

関係する技術的細目

(四万十川条例施行規則第22条第2項、同第28条第2項)技術的細目

第16条第1号に掲げる工作物にあっては、行為地(その出入口を除く。)の境界線の内側に、**中高木による緩衝帯を配置すること。**

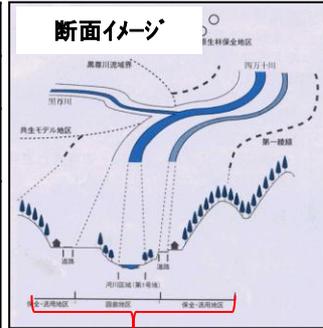
(四万十川条例施行規則第22条第3項、同第28条第3項)技術的細目

第16条第2号に掲げる工作物にあっては、当該行為の完了後に**当該行為地に緑地を配置すること。**

【回廊地区】規則第22条第3項(景観の保全の機能からみて定める行為の許可基準)
 【保全・活用地区】規則第28条第3項(景観の保全の機能からみて定める行為の許可基準)

規制範囲について

○規制河川は、**四万十川本川とする。**



規制項目	「物品」「裸地」の遮蔽	「太陽光発電施設」の遮蔽
規制区域	回廊地区、保全・活用地区	回廊地区、保全・活用地区
規制河川	四万十川	四万十川
遮蔽を講ずる範囲	四万十川本川、四万十川本川沿いの主要な国道若しくは県道	四万十川本川、四万十川本川沿いの主要な国道若しくは県道

許可基準(遮蔽方法)について

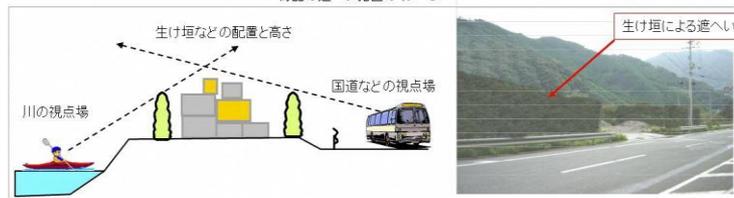
○工事完了時点における**植栽、木柵等による遮蔽(修景)を行う。**

【手引きで例示】

主要な支川は、配慮要請項目として、許可書に明示する。
 生態系の保全も必要であることから植栽樹種を手引きで例示する。

(規則第22条第3項) ※規則第28条第3項の改正も同様

参考(遮蔽イメージ)



新		旧	
行為	行為の許可の基準にかかる技術的細目	行為	行為の許可の基準にかかる技術的細目
条例第13条第1項第3号に掲げる行為のうち、工作物にかかるもの	1 新築、改築又は移転の場合 (1) 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。 (2) 高さは、13メートルを超えないこと。 (3) 色彩は、マンセル値が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。 (4) 第16条第2号に掲げる工作物にあっては、当該行為の完了後に当該行為地に緑地を配置すること。 (5) 第16条第3号カに掲げる工作物にあって、主要な眺望場所から見える行為地は、周辺の景観と調和するよう、行為の完了時点において植栽、木柵等による遮蔽措置を講ずること。	条例第13条第1項第3号に掲げる行為のうち、工作物にかかるもの	1 新築、改築又は移転の場合 (1) 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。 (2) 高さは、13メートルを超えないこと。 (3) 色彩は、マンセル値が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。 (4) 第16条第2号に掲げる工作物にあっては、当該行為の完了後に当該行為地に緑地を配置すること。